

休日・夜間応急診療所の維持運営に係る取組への新規参画について

1. 背景・概要

伊勢志摩圏域の住民の休日・夜間における診療の不安を軽減するとともに健康管理に繋げるため、一次救急医療体制を確保していく必要がある。

そのため、現在、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町及び明和町の6市町において各自治体が連携し、運営費の一部を負担しながら、「休日・夜間応急診療所の維持運営」に取り組んでいるところであるが、南伊勢町とも連携（歯科診療に限る。）して取り組むものである。

2. 協定

新規連携市町との協定書「別表第1（第3条関係）生活機能の強化に係る政策分野 1 医療・福祉」に以下のとおり追加する。

・対象市町：南伊勢町

（既連携市町：鳥羽市、志摩市、玉城町・度会町・明和町）※鳥羽市、志摩市は歯科診療に限る。

【協定書への記載内容案】

※既に鳥羽市、志摩市と締結済みの協定と同じ内容

（1）取組内容

救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制（休日・夜間応急診療所）を維持運営する。

（2）中心市（甲）の役割

伊勢市休日・夜間応急診療所を維持運営する。

（3）連携市町（乙）の役割

伊勢市休日・夜間応急診療所運営（歯科に限る。）に必要な経費を負担する。

定住自立圏の形成に関する協定書（案）

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・福祉

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療体制の確保	救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制（休日・夜間応急診療所）を維持運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所を運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所運営（歯科に限る。）に必要な経費を負担する。